

様式第1号（第2条関係）

個人情報ファイル簿		
個人情報ファイルの名称	民生委員児童委員活動用名簿	
実施機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（課名等）	福祉事務所生活福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	登米市民生委員児童委員活動用名簿の作成	
個人情報ファイルの記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5郵便番号、6住所、7生活保護受給、8身体障害者手帳（等級）、9精神障害者保健福祉手帳（等級）、10療育手帳（認定区分）、11介護保険認定区分、12世帯主氏名、13世帯主との続柄、14行政区	
記録範囲	以下のいずれかに該当する世帯員が含まれる世帯 ①要介護認定3～5を受けている者 ②身体障害者手帳1級・2級（総合等級）を所持する身体障害者 ③療育手帳Aを所持する知的障害者 ④精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者 ⑤難病患者 ⑥65歳以上の高齢者 ⑦18歳以下の者 ⑧生活保護世帯 ⑨上記以外で自主防災組織等が支援の必要を認めた者	
収集方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外：市民生活課（住民基本台帳からの提供）、生活福祉課（福祉総合システムからの提供）、長寿介護課（介護保険システム）	
要配慮個人情報の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
記録情報を経常的に提供する場合は提供先	民生委員・児童委員	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	総務部市長公室
	所在地	〒987-0511 登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報の処理形態	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。